

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	35 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	21 件

## 愛知国民年金 事案 1691

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月から40年3月まで

申立期間の私の保険料は、母親が兄の分と一緒にA国民年金納入組合の集金人に納めてくれていた。

兄は保険料が納付済みとなっているのに、私だけ未納とされていることは納得できない。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、9か月と短期間であり、申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き保険料の未納は無い。

また、社会保険庁が保管する年金記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年2月に払い出されていることから、このころ申立人の国民年金加入手続は行われたものとみられ、この時点では、申立期間の保険料は、過年度納付することが可能であった。

さらに、社会保険庁が保管する年金記録によれば、申立人の兄の国民年金加入手続が行われたのは昭和39年4月ごろとみられ、その兄の納付記録を見ると、国民年金の資格を取得した38年4月までさかのぼって保険料が納付されていることが確認できることから、当時、申立人及び申立人の兄の保険料を納付していたとするその母親は、申立人についても加入手続時点で過年度納付が可能であった申立期間の保険料について、さかのぼって納付したとしても不自然ではない。

加えて、申立人が、申立人の母親が納付していたとする申立期間の保険料の納付金額（1か月100円か200円）は、当時の実際の保険料額100円とほぼ一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から同年3月まで  
② 昭和49年1月から同年3月まで

国民年金の加入手続や保険料納付を行った夫(申立人)は既に亡くなり、申立期間当時のことを確かめることはできないが、申立期間に当たる昭和48年分及び49年分の確定申告書(控)には、保険料の金額が記載されている。このため、申立期間の保険料は、夫が夫婦二人分を納付していたはずであり、未納とされていることは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は共に国民年金の加入期間12年から13年を有しているが、その間、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失直後に夫婦共に保険料の未納が2か月あるものの、そのほかには申立期間の6か月を除いて未納は無い。

また、申立人夫婦の国民年金手帳の印紙検認記録及び社会保険庁が保管する申立人夫婦の被保険者台帳(マイクロフィルム)の記録により、納付済みとされている期間の保険料は、すべて現年度納付されたものであることが確認でき、夫婦の保険料を納付していたとする申立人の納付意識は高かったものと認められる。

加えて、申立人夫婦の国民年金手帳の印紙検認記録及びA市が保管する申立人夫婦の被保険者名簿の記録から、申立期間当時、申立人夫婦が一緒にほぼ3か月ごとに定期的に保険料を納付していた状況がうかがえ、申立人夫婦が申立期間の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から同年3月まで  
② 昭和49年1月から同年3月まで

国民年金の加入手続や保険料納付を行った夫は既に亡くなり、申立期間当時のことを確かめることはできないが、申立期間に当たる昭和48年分及び49年分の確定申告書(控)には、保険料の金額が記載されている。このため、申立期間の保険料は、夫が夫婦二人分を納付していたはずであり、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は共に国民年金の加入期間12年から13年を有しているが、その間、申立人の夫の厚生年金保険被保険者資格喪失直後に夫婦共に保険料の未納が2か月あるものの、そのほかには申立期間の6か月を除いて未納は無い。

また、申立人夫婦の国民年金手帳の印紙検認記録及び社会保険庁が保管する申立人夫婦の被保険者台帳(マイクロフィルム)の記録により、納付済みとされている期間の保険料は、すべて現年度納付されたものであることが確認でき、夫婦の保険料を納付していたとする申立人の夫の納付意識は高かったものと認められる。

加えて、申立人夫婦の国民年金手帳の印紙検認記録及びA市が保管する申立人夫婦の被保険者名簿の記録から、申立期間当時、申立人夫婦が一緒にほぼ3か月ごとに定期的に保険料を納付していた状況がうかがえ、申立人夫婦が申立期間の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで  
② 昭和39年4月から40年9月まで

申立期間①当時、町内会の集金係（知人でもある。）に勧められ、夫婦で国民年金の加入手続を行った。それ以降は、申立期間②も含めて、夫婦どちらかが、町内会から訪問する集金人に保険料を納付していたはずであるので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の当時に申立人夫婦の国民年金の加入手続を行い、集金人に保険料を納付していたとしている。申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期及び国民年金手帳の発行時期から、申立人夫婦は昭和37年10月に加入手続を行ったものと推認され、その前年度である昭和36年度の保険料を集金人に現年度納付することはできなかつたと考えられる。

また、申立人の夫の国民年金手帳には、昭和37年度の印紙検認台紙が昭和40年に切り離されたことを示す割印が押されているほか、申立人夫婦の国民年金手帳の印紙検認記録欄では、36年4月から40年9月までは検認印が無く、同年10月から同年12月までの保険料を納付した同年12月17日の検認印が最初である。これらのことから、集金人による申立人夫婦の保険料の集金は、40年度から開始されたものと推認される。

さらに、申立人は、集金人に夫婦どちらかが国民年金保険料を納付していたはずであるとするのみで、具体的な納付方法についての記憶は不明確である。

加えて、申立人夫婦の国民年金保険料の集金人であったとする申立人の知

人が死亡しているため、保険料の集金状況を確認することはできない。

- 2 申立人夫婦は共に、昭和40年10月以降60歳到達月の前月までの国民年金保険料をすべて納付しているなど、申立人夫婦が保険料の納付を開始したと推認される昭和40年度以降の保険料納付意識は高かったものと推認される。

また、申立人夫婦の国民年金手帳では、申立期間を含む昭和36年4月から40年9月までは検認印が無いが、社会保険庁の記録では、このうち昭和38年度の保険料は納付済みと記録されている。このため、同年度の保険料は過年度納付されたものと考えられ、この過年度納付が行われた時期については、申立人夫婦が保険料納付を開始したと推認される40年度であったと考えるのが自然である。その時点では、申立期間②のうち39年度の保険料も過年度納付することが可能であり、申立人夫婦が38年度の保険料のみ過年度納付し、39年度の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人夫婦の国民年金手帳に検認印が無く、現年度納付されなかったとみられる昭和40年4月から同年9月までの保険料についても、翌年度に社会保険事務所から送付される納付書により過年度納付することが可能であり、昭和38年度の保険料を過年度納付していた申立人夫婦が当該6か月の保険料を過年度納付しなかったとは考え難い。

一方、現年度納付されなかったとみられる申立期間①の保険料も過年度納付することが可能である。しかし、申立人夫婦が保険料の納付を開始し、昭和38年度の保険料を過年度納付したと推認される時期が40年度であり、昭和40年5月の時点では、申立期間①の保険料はすべて時効により納付することができないほか、申立期間①の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで  
② 昭和39年4月から40年9月まで

申立期間①当時、町内会の集金係（知人でもある。）に勧められ、夫婦で国民年金の加入手続を行った。それ以降は、申立期間②も含めて、夫婦どちらかが、町内会から訪問する集金人に保険料を納付していたはずであるので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の妻は、申立期間①の当時に申立人夫婦の国民年金の加入手続を行い、集金人に保険料を納付していたとしている。申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期及び国民年金手帳の発行時期から、申立人夫婦は昭和37年10月に加入手続を行ったものと推認され、その前年度である昭和36年度の保険料を集金人に現年度納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳には、昭和37年度の印紙検認台紙が昭和40年に切り離されたことを示す割印が押されているほか、申立人夫婦の国民年金手帳の印紙検認記録欄では、36年4月から40年9月までは検認印が無く、同年10月から同年12月までの保険料を納付した同年12月17日の検認印が最初である。これらのことから、集金人による申立人夫婦の保険料の集金は、40年度から開始されたものと推認される。

さらに、申立人の妻は、集金人に夫婦どちらかが国民年金保険料を納付していたはずであるとするのみで、具体的な納付方法についての記憶は不明確

である。

加えて、申立人夫婦の国民年金保険料の集金人であったとする申立人の知人が死亡しているため、保険料の集金状況を確認することはできない。

- 2 申立人夫婦は共に、昭和40年10月以降60歳到達月の前月までの国民年金保険料をすべて納付しているなど、申立人夫婦が保険料の納付を開始したと推認される昭和40年度以降の保険料納付意識は高かったものと推認される。

また、申立人夫婦の国民年金手帳では、申立期間を含む昭和36年4月から40年9月までは検認印が無いが、社会保険庁の記録では、このうち昭和38年度の保険料は納付済みと記録されている。このため、同年度の保険料は過年度納付されたものと考えられ、この過年度納付が行われた時期については、申立人夫婦が保険料納付を開始したと推認される40年度であったと考えるのが自然である。その時点では、申立期間②のうち39年度の保険料も過年度納付することが可能であり、申立人夫婦が38年度の保険料のみ過年度納付し、39年度の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人夫婦の国民年金手帳に検認印が無く、現年度納付されなかったとみられる昭和40年4月から同年9月までの保険料についても、翌年度に社会保険事務所から送付される納付書により過年度納付することが可能であり、昭和38年度の保険料を過年度納付していた申立人夫婦が当該6か月の保険料を過年度納付しなかったとは考え難い。

一方、現年度納付されなかったとみられる申立期間①の保険料も過年度納付することが可能である。しかし、申立人夫婦が保険料の納付を開始し、昭和38年度の保険料を過年度納付したと推認される時期が40年度であり、昭和40年5月の時点では、申立期間①の保険料はすべて時効により納付することができないほか、申立期間①の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から同年3月まで

昭和52年1月に会社を退職後、同年3月に結婚した。一段落ついた同年6月ごろ、同居していた夫の父親と一緒にA市役所へ行き、国民年金の加入手続を行った。その際、係の職員から付加保険料の説明を受けて納付することにした。その後、どのように、いくら納付したか記憶が無いが、第3号被保険者になるまで付加保険料を納付した記録があるのに、申立期間の3か月のみ付加保険料が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年6月に国民年金に任意加入してから第3号被保険者となる前月の61年3月まで、申立期間の3か月を除き付加保険料を納付している上、申立期間の定額保険料は現年度納付されており、申立人が、当該期間の付加保険料のみ納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立期間当時、A市では、定額保険料と付加保険料を併せて1枚の納付書を作成していた。国民年金に加入と同時に付加保険料の納付を申し出ていた申立人に対しても定額保険料と付加保険料を併せた納付書が送付されていたものと考えられることから、定額保険料のみを納付し付加保険料を納付しない扱いが可能であったとは考え難い。

さらに、申立期間の直前の昭和52年6月から同年12月までの付加保険料は当初、未納と記録されていたが、平成10年4月に当該期間の付加保険料が納付と記録訂正されており、行政における申立人の年金記録管理に適正を欠いていた状況が見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの期間及び48年7月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から同年3月まで  
② 昭和48年7月から50年3月まで

私の国民年金は、昭和46年6月ごろ、自宅兼店舗へ来た集金人を通して母親が加入手続を行った。

保険料は、母親が3人分(両親と私)を集金人に現金(金額不明)で納付していた。家業が忙しい時などは、年金手帳を渡さず現金のみを渡して、集金人から「次の集金時にスタンプを押すから。」と言われていた記憶がある。

結婚後は、母親が4人分(両親と私と妻)の保険料を集金人に渡して納付していたので、私だけが未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年6月29日に払い出されていることが確認できるとともに、加入当時のA町では、集金人が国民年金の加入手続を取り扱っていたことが確認できることから、申立内容に不自然な点はみられない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人が一緒に保険料を納付していたとするその両親の国民年金保険料は、制度的に納付が開始された昭和36年4月から両者が満60歳(申立人の母親:59年\*月、申立人の父親:56年\*月)に達するまで完納されているとともに、申立人も国民年金に加入後は、申立期間①及び②を除き、満60歳に達するまで保険料はすべて納付されていることが確認できる。

さらに、申立人の妻については、昭和48年10月\*日に入籍、同年11月12日に国民年金の資格を取得後、現在に至るまで保険料の未納期間は無い。

これらのことから、申立人の母親は、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

加えて、戸籍の附票によれば、申立人は婚姻後、同居していた両親の自宅兼店舗を離れて、夫婦でその近くに住んでいたことが確認でき、当時は、申立人とその妻が自宅から両親の自宅兼店舗に出向いて家業を手伝うのが日常であったと推認され、自宅兼店舗を訪れる集金人に申立人の母親が店舗で働く4人分の保険料を渡して納付していたとする申立人の申立てに特段、不自然さは無く、逆に、母親が、申立人だけを除外して母親ら3人分のみを納付していたとするのは、不合理、不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和31年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月1日から同年10月1日まで

私は、昭和23年4月9日にA社へ入社後、58年2月28日に同社を退職するまで継続して勤務していた。

申立期間のような厚生年金保険の空白期間が発生するはずはないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の職歴証明書及び雇用保険の記録から、申立人が同社に継続して勤務し（昭和31年9月1日に同社本店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和31年10月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無いものの保険料を納付したと主張するが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成2年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月30日から同年7月1日まで

私のA社での厚生年金保険資格喪失日は平成2年6月30日となっているが、私は、同社で同年6月30日まで勤務し、翌7月1日からはグループ会社であるB社で勤務した。このため、同年6月の厚生年金保険料も給与から控除されていたはずであり、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

当時のA社における同僚の証言及び雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間について同社に継続して勤務し(平成2年7月1日に同社からグループ会社のB社に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成2年5月の社会保険事務所の記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成2年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和37年8月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年8月22日から38年7月1日まで

申立期間について証明できるものは何も無いが、A社に継続して勤務し、厚生年金保険料を支払っていたはずであるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B支店から提出された年金加入記録に係る申立確認書及び雇用保険の記録により、申立人が、同社に継続して勤務し（昭和37年8月22日にA社本社から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年7月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「昭和37年8月に申立人がB支店に赴任した時に事務連絡ミスがあり、本社での資格喪失日を同年8月22日と届け出て、B支店での資格取得日を38年7月1日と届け出たことにより11か月の空白期間が生じた。」としていることから、同社が社会保険事務所の記録のとおり資格の得喪の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る37年8月から38年6月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成5年12月から6年10月までは28万円、同年11月から8年9月までは24万円、同年10月から13年5月までは22万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月1日から13年6月26日まで

私は、昭和49年4月1日から平成13年6月25日までA社に勤務していたが、5年12月からの標準報酬月額が実際の給与に基づく標準報酬月額より低くなっていることに納得できないので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の申立期間における標準報酬月額は、平成5年12月から8年9月までは13万4,000円、同年10月から9年9月までは15万円、同年10月から10年9月までは17万円、同年10月から13年5月までは16万円となっている。

しかしながら、申立期間のうち、平成9年1月から12年1月までの期間、同年7月及び同年9月については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、いずれの月も総支給額は30万円で、厚生年金保険料として2万300円を事業主により給与から控除されていることが確認できるところ、当該保険料控除額2万300円に見合う標準報酬月額は、当時の厚生年金保険料率により、22万円であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められ

る保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

また、申立人から給与明細書を提出されていない期間のうち、平成5年12月から8年12月までの期間については、申立期間の直前において社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づき算出した保険料額と、提出された給与明細書に記載されている保険料控除額が同額であることから、当該期間については、申立人は、厚生年金保険料として2万300円を事業主により給与から控除されていたものと推認される。

さらに、申立人から給与明細書を提出されていない期間のうち、平成12年2月から同年6月までの期間、同年8月及び同年10月から13年5月までの期間については、その前後における給与明細書上の保険料控除額が同額の2万300円であること、及び社会保険庁の記録においても当該期間及びその前後の保険料額に差異が無いことから、当該期間については、申立人は、厚生年金保険料として2万300円を事業主により給与から控除されていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、当該期間の標準報酬月額については、当時の厚生年金保険料率から算出した当該保険料控除額2万300円に見合う標準報酬月額から、平成5年12月から6年10月までは28万円、同年11月から8年9月までは24万円、同年10月から同年12月までの期間、12年2月から同年6月までの期間、同年8月及び同年10月から13年5月までの期間は、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間当時、当該事業所における厚生年金保険被保険者は申立人一人であり、その保険料について滞納及び不納欠損処分されていることが確認できる上、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が平成9年1月から12年1月までの期間、同年7月及び同年9月について一致していないこと等を踏まえると、社会保険事務所は、申立期間について、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和37年7月15日）及び資格取得日（39年8月11日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、37年7月から38年9月までは1万円、同年10月から39年7月までは1万4,000円とすることが必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月15日から39年8月11日まで  
ねんきん特別便により申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに気が付いた。継続してA社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和35年6月12日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、37年7月15日に資格を喪失後、39年8月11日に同社において再度資格を取得しており、37年7月から39年7月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立期間当時、A社で一緒に勤務していた複数の同僚が、「申立人は、当初、修行のため同業者のB社で勤務していたが、実兄の突然死により急遽実父が事業主であるA社で働くことになり、それからは配達や小売りなど実父の片腕として継続して勤務しており、長期の休暇をとることも無かった。」と証言しており、社会保険事務所の記録によると、当該同僚は、申立期間のすべてについて厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

また、複数の同僚が、「当時、従業員は全部で10人から12人ぐらいいた。」

と証言しており、当時、A社の被保険者であった副社長の妻によれば、「A社では、全員が給料から厚生年金保険料を控除されていたと思う。」と証言しているところ、社会保険事務所の記録によると、申立期間における同社の厚生年金保険被保険者数は12人から17人で推移していることから、事業主は、すべての従業員を厚生年金保険の被保険者にしていただものと考えられる。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立期間当時、A社においては、複数の厚生年金保険被保険者期間が確認できる者はいないことから、同社において、継続して勤務している途中の期間について厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる取扱いがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の申立人の標準報酬月額及び申立期間の同僚の標準報酬月額の記録から判断して、昭和37年7月から38年9月までは1万円、同年10月から39年7月までは1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため確認できないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難く、また、仮に喪失届が提出されていない場合には算定基礎届が提出されているはずであり、社会保険事務所がこれを記録しないことは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録のとおり資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B本社における資格喪失日に係る記録を昭和61年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

私は、昭和 60 年 5 月 1 日にA社に入社し、63 年 5 月に退職するまで継続して勤務していたが、61 年に同社における所属がB本社からC本社に変わった際、勤務先は同一の場所であったのに、厚生年金保険被保険者としての記録が欠けてしまっていることに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚の証言及び雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し(昭和 61 年 6 月 1 日に同社B本社から同社C本社に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 61 年 4 月の社会保険事務所の記録から、32 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 61 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和46年9月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月1日から同年12月1日まで  
② 昭和57年7月1日から61年10月1日まで

申立期間①について、私は昭和42年12月4日にA社に入社し、平成10年1月31日に退社するまで、継続して勤務していた。したがって、本社及び支店間の異動はあったが、途中で退職したことは無く、昭和46年9月1日に同社B支店に転入したにもかかわらず、転入記録が同年12月1日となっており、同年9月から同年11月までの3か月が空白となっている。当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間②について、A社系列のC社勤務時の昭和57年、58年、59年及び60年の「月・賞」の額に誤りがある。56年の28万円に比べ、57年は26万円と2万円減額されており、また、途中昇給があったにもかかわらず、58年、59年と3年間同額が続いている。

したがって、このデータについては社会保険事務所による改ざんがあったのではないかという疑いを持っている。資料として57年から61年までの私の基本給をA社に問い合わせ作成した検討表を添付するので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出を受けた人事記録、A健康保険組合の記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が昭和42年12月4日から同社

に継続して勤務し（46年9月1日に同社本社から同社B支店に異動。）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和46年12月の社会保険事務所の記録及びA健康保険組合の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、A健康保険組合からの回答によれば、同健康保険組合における申立人の標準報酬月額の記録は、社会保険庁の記録と一致している。

また、A社によれば、当時の資料は現存せず、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについては不明との回答で、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

さらに、社会保険庁の記録によると、C社の複数の同僚は、昭和58年から59年にかけて、申立人と同様に標準報酬月額が低下または停滞していることが確認できるところ、当該期間について同僚の標準報酬月額と申立人の標準報酬月額との間に特段の差異は認められない。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和24年4月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年4月は4,800円、同年5月は5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月25日から同年6月25日まで

A社、B社及びC社は、社長又は代表者が同一人物であり、この3社では、転勤の形態で企業間異動がなされており、私がB社からA社へ異動した途中で厚生年金保険が中断されることは無い。もちろん、給料もすべて継続して支払を受けている。厚生年金保険の加入期間に空白があるのはおかしいので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間において、A社及びB社は、いずれも厚生年金保険の適用事業所であるとともに、商業登記簿等により、両社の当時の経営者は同一人物であり、A社及びB社は関連会社であったことが推認される。

また、申立人と同様に、B社からA社に異動し、申立人と同日に同社において被保険者資格を取得している複数の同僚は、「A社及びB社は社長が同一人物で、B社からA社への異動は同一会社内での異動と考えていた。また、A社の本格稼働に向けた中核的な要員としてB社から送り込まれたものであり、B社からA社への異動により被保険者の資格を喪失するはずが無い。」と証言している。

さらに、申立人及び複数の同僚は、B社からA社に異動した時期については、不明としているが、申立人を含め7人全員について、異動元のB社等における被保険者資格喪失日が異なっているにもかかわらず、異動先のA社における被

保険者資格取得日は全員同一日となっている上、B社の資格喪失手続は、おおむね一週間程度の間で行われていることが確認できる。

加えて、複数の同僚は、「申立人のA社及びB社における職務内容は、申立期間を通じて変動が無かった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和24年4月25日にB社からA社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和24年6月の社会保険事務所の記録から、同年4月は4,800円、同年5月は5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社を承継したD社は、関係資料が現存せず不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 愛知厚生年金 事案1638

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和21年1月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年5月から同年10月までは20円、同年11月及び同年12月は160円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月25日から21年1月1日まで

終戦後に復員し、B市のA社C支店が空襲や地震のため仕事ができないので、D市の同社E支店へ同僚の紹介で行った。同社E支店は、繊維工場であったが、整理してその中で仕事をした。申立期間について給与計算票もあるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和14年4月1日にA社C支店に入社、19年12月1日から復員まで同社C支店において勤務、復員後から20年12月31日まで同社E支店で勤務し、その間、厚生年金保険（当時の名称は労働者年金保険、制度開始は17年6月1日）の被保険者であったとしているが、社会保険庁のオンライン記録では、20年5月25日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、県の回答によれば、申立人は昭和19年12月1日に陸軍に召集され、F陸軍航空廠に入営し、復員日は不明と回答しているが、同陸軍航空廠の別の隊員は、20年11月14日に復員したことが確認できることから、申立人も同日に復員したものと推認されるところ、当時の厚生年金保険法第59条の2により、19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主ともに全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されていることから、申立人が陸軍に召集されていた期間についても、被保険者の資格を喪失していたとは考え難い。

また、申立人の入社から退職に至った事実関係の説明には具体性がある上、申立人から提出された給与計算票及び健康保険証により、申立人は、昭和20



年11月14日に復員後、同社C支店に籍をおいたまま同社E支店で勤務し、復員後の同年11月及び同年12月の厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

さらに、A社の被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、昭和21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認できることから、同社の場合、当該被保険者台帳の記録は、被保険者名簿が焼失したことにより資格喪失日が確認できないことから、焼失のきっかけと推認されたB大空襲の近日の同年5月25日を資格喪失日に設定したものと推認できることから、オンライン記録上の資格喪失日は、事実上即したものと認められない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実上即した資格喪失日の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿の記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間中に継続在籍・勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が確認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和21年1月1日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与計算票の報酬月額及び保険料控除額から、昭和20年5月から同年10月までは20円、同年11月及び同年12月は160円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分に言えない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和31年8月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月11日から同年9月1日まで

私は、A社には昭和31年8月11日に入社した。入社月の給与明細書と就職年月日が記載された退職所得の源泉徴収票があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及び退職所得の源泉徴収票により、申立人が昭和31年8月11日からA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険被保険者名簿を保管しており、資格取得日について手続を誤ったとしており、事業主が昭和31年9月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

## 愛知厚生年金 事案1640

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和51年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月21日から同年6月1日まで

私は、昭和37年4月にA社に入社し、平成16年3月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間については、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間当時は転勤したかもしれないが、A社に継続して勤務しており、申立期間についても厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険及び健康保険組合の記録から判断して、申立人が、A社に継続して勤務し（昭和51年6月1日にA社B支店から同社本社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年4月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 愛知厚生年金 事案1641

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和59年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月28日から59年1月21日まで

私は、A社B支店に昭和58年11月27日から59年1月20日まで勤務していた。社会保険庁の記録では、58年12月28日に資格喪失とされていることに納得がいかない。保険料は給与明細書のとおり控除されているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B支店の社員名簿、申立人の給与明細書、税金出納帳及び家計簿の記録から判断すると、申立人が同社に昭和59年1月20日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和58年11月の社会保険事務所の記録及び給与明細書の保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和47年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月1日から同年8月1日まで

夫は、A社で昭和33年12月から平成2年8月まで継続して勤務していたが、昭和47年6月1日から同年8月1日までの2か月が空白となっている。保険料控除の事実が確認できる源泉徴収票があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

昭和47年分の給与所得の源泉徴収票、給与明細書、A社から提出された本社通報、個人記録表及び雇用保険の記録により、申立人が、同社に継続して勤務し(同年6月1日に同社C支店から同社B支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年8月の社会保険事務所の記録及び給与明細書の保険料控除額から、9万2,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社B支店は、申立期間のうち、昭和47年6月1日から同年6月30日までの期間においては、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いが、同支店は法人事業所であり、当該期間において5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当該期間

において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付していないと認めている上、申立期間のうち、昭和47年6月1日から同年6月30日までの期間は、適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 7 月 15 日から 30 年 4 月 10 日まで  
② 昭和 32 年 6 月 1 日から 34 年 4 月 12 日まで  
③ 昭和 35 年 2 月 10 日から同年 4 月 12 日まで

私は、脱退手当金をもらった覚えは全く無い。さらに、A社の本社での勤務期間だけ請求して、B支店の期間だけ請求しないで残すはずも無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めて、年金額に反映してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の間にある8か月の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

しかしながら、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である3回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間の最終事業所における厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金の請求要件である24か月に満たない2か月であるとともに、当該事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後2ページに記載されている申立人以外の女性67人について調査したところ、脱退手当金の受給要件を満たす15人のうち、脱退手当金の支給記録があるのは1人のみ(うち、当該事業所の被保険者期間が24か月未満である9人は全員支給記録無し。)であることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から42年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から42年6月まで

申立期間は、私の両親及び兄は国民年金に加入しており、町役場の方が自宅に保険料の集金に来ていた。家族は申立期間の保険料をすべて納付済みであるのに、私のみが未加入だったとは考えられない。国民年金保険料を納付していたことが分かる物は無いが、申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金被保険者資格取得手続及び申立期間の保険料の納付には関与しておらず、これらを行ったとする申立人の父親も既に死亡しているため、加入手続及び保険料納付の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年8月ごろ夫婦連番で払い出されており、これ以外に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、このころ申立人の最初の国民年金被保険者資格取得手続が行われたものとみられる。

さらに、この手続時において、申立人が20歳に到達した昭和38年3月までさかのぼって被保険者資格を取得したとする処理が行われたことがうかがわれることから、申立人は申立期間当時、国民年金には未加入であったことになり、国民年金保険料を納めることはできなかったものとみられる。

加えて、申立人が申立期間当時居住していたA町にも申立人に係る被保険者名簿は保管されていないほか、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から43年3月までの期間及び平成14年5月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から43年3月まで  
② 平成14年5月から同年7月まで

私が所持する国民年金手帳の昭和41年度及び42年度のページは印紙検認台紙が切り取られている上、割印が押されている。これは納付期限が過ぎていたため、父が印紙ではなく、現金で保険料を納付したため押印されたものだと思う。

また、平成14年度の保険料については、集金に来ていた社会保険事務所の方に毎月納付しており、最後の集金時には「これで全部完納です。」と言われたことを記憶しているので、納付できているものと思っていた。

申立期間の保険料の納付を示す証拠や領収書は残っていないが、納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間の保険料納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする申立人の父も既に死亡しているため、申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、申立人が所持する国民年金手帳の昭和41年度及び42年度の見開きとなっている右側のページの印紙検認台紙が切り取られている上、割印が押されていることをもって、申立人の父がこれら年度の保険料を納付したと主張しているが、同手帳のこれら年度の印紙検認記録欄（見開きの左側のページ）には、現年度納付されたことを示す検認印は押されていない。その上、同手帳に押されている割印についても、当時の検認事務に係る規定によれば、当該年度の保険料の納付の有無にかかわらず、当該年度の

翌年度の5月以降、割印を押した上で、印紙検認台紙を切り取ることでされていたことから、申立人が主張するように現金で保険料を納付したことを意味するものではなく、ほかに申立人の父が申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、A町が保管する国民年金被保険者名簿及び保険料徴収関連の資料においても、申立人の申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、社会保険事務所の集金人に申立期間の保険料を毎月納付していたとしており、社会保険庁の記録によると、申立期間直後の平成14年8月以降の保険料については、社会保険庁の集金人（国民年金推進員）が申立人を戸別訪問しており、16年9月以降に毎月過年度納付していることが確認できる。しかし、16年当時において、通常、国民年金推進員が保険料の集金を行う際は、領収書発行及び収納管理を機械的に行える金銭登録機を所持し、これを使用して集金業務を行っていることから、集金された保険料が納付記録として残らない可能性は考え難いところである。

また、平成16年9月時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付することはできなかつたほか、申立期間前については申立内容のとおり毎月納付している状況はみられない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から57年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月から57年9月まで

私は、申立期間当時はA市に住んでいて、私の父親が国民年金の加入手続きをしてくれた。

毎月、納税組合の集金人が家に来ていたので、金額は定かではないが、父親が父親の分の保険料と一緒に私の保険料も納付してくれていたはずである。

私がB町に住んでいたのは申立期間よりも数年後であるので、同町に住むようになってから保険料の納付が始まったこととされており、A市の実家で両親と同居していた申立期間の保険料が未納とされているのは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立人に係る国民年金被保険者資格取得手続きを行い、申立期間の保険料を納付してくれたとする申立人の父親は既に死亡しており、同手続き及び申立期間の保険料の納付状況の詳細について確認することはできない。

また、社会保険庁が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年10月に払い出されており、これ以外に別の記号番号が申立人に払い出された形跡も見当たらないことから、申立人の最初の国民年金被保険者資格取得手続きが行われたのは同年同月ごろとみられ、この手続きにより、申立人は20歳になった51年7月までさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したとする処理が行われたものとみられる。このことから、申立期間当時、申立人は国民年金には未加入であったことになり、申立人が主張するように、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を集金人に納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間のうち、昭和 57 年 6 月以前の保険料は時効により納付することはできない上、過年度納付が可能な同年 7 月から同年 9 月までの期間については、A 市が保管する国民年金被保険者名簿を見ると、60 年 1 月に申立期間直後の 57 年 10 月から 59 年 3 月までの保険料が過年度納付されていることが確認でき、この時点を基準とすると、当該期間の保険料も時効により納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立期間の保険料が納付されたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年11月から11年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月から11年9月まで

母から「あなたたち兄弟の国民年金保険料を払っていなかったことに気付き、A市役所へ行き、あなたたち兄弟の国民年金加入手続を行い、20歳を過ぎてからそれまで未納であった二人分の保険料何十万円かを支払い、その後も、あなたたち兄弟が就職するまでの間の保険料を支払っていた。」ということ聞いた。保険料を納付したことを示す資料は無いが、母は、私たち兄弟が20歳から就職するまでの期間の保険料を納付していたはずであり、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の母親は、加入手続時期、保険料の納付場所、納付時期、納付金額等に関する具体的な記憶は無く、申立人の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である上、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)も無い。

また、申立人は、申立人の母親がA市で申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとしているが、同市においては申立人の国民年金被保険者名簿は存在しない上、申立人は、基礎年金番号制度導入後の平成11年10月18日にB共済組合の資格を取得したことを契機に12年2月15日に基礎年金番号が付番されていることから、申立期間は、国民年金には未加入であったものと考えられ、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人は、申立人の兄についても申立人の母親がA市で一緒に国民年金の加入手続を行い、就職前の平成9年3月までの保険料を納付していたと

するが、同市においては申立人の兄の国民年金被保険者名簿は存在しない。その上、申立人の兄は、同年4月2日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことを契機に、同年4月30日に基礎年金番号が付番されていることから、申立期間当時は、申立人の兄も国民年金には未加入であったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 1702

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から40年3月まで

私は、当時、国民年金の加入手続は行っていなかったが、A市役所から送付されてきた国民年金保険料の納付書により、B信用金庫C支店で1か月350円の保険料を納付していた。納付を証明するものは無いが、納付を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において国民年金の加入手続を行ったことは無いにもかかわらず、市役所から納付書が送付されたとしているが、加入手続を行っていない者に納付書が送付されたとは考え難く、申立人の主張は合理的ではない上、A市では、申立期間当時の保険料の納付方法は、納付組織（町内会等）が集金し、地区ごとに検認を行う印紙検認方式であり、納付書方式による保険料納付が開始されたのは昭和47年4月からであるとしていることから、申立人の主張とは相違する。

また、申立期間当時の保険料月額が100円であり、申立人が主張する申立期間の保険料月額（350円）と相違する。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年5月28日にA市で払い出され、その資格取得日は同年7月31日となっており、申立人が所持する国民年金手帳に記載された資格取得日とも一致していることから、申立人はこのころに国民年金加入手続を行ったものとみられる。この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金には未加入となり、申立人がこの期間の保険料を納付したとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私は婚姻（平成8年6月）後、母から国民年金保険料免除承認通知書を渡され、1年間全額申請免除とされていたことを知らされた。当時、勤務していたA町役場の国民年金担当者に確認したところ、納付した方が良いとアドバイスされた。どのように追納したかよく覚えていないが、全額申請免除とされていた1年間分の保険料を納付したはずであり、納付できない。納付を証明するものは無いが、納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を追納したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の保険料を追納したとする時期は、婚姻（平成8年6月）後、遅くとも1年以内であるとしているが、社会保険庁の記録では、申立期間に係る保険料の追納申出が平成10年1月12日とされていることが確認できることから、申立人の追納した時期の記憶は曖昧である上、申立人は、追納時期と同様に追納保険料の納付場所及び納付方法についての記憶も曖昧であり、追納状況の詳細は不明である。

さらに、申立人は、追納保険料額は12万円ぐらいとしているが、前述のとおり、追納申出がされた時点で発行された追納保険料額（13万3,800円）とは相違する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年5月から同年9月までの期間及び60年12月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年5月から同年9月まで  
② 昭和60年12月から63年3月まで

私の父親は税金など納付義務のあることに対してまじめだったので、自分の国民年金保険料と一緒に、私の保険料も納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②共に、その父親が申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったはずであるとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年1月に社会保険事務所からA市に払い出されたものの一つであるほか、申立人は申立期間当時から18年1月まで住民登録の異動が無く、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A市が保管する申立人の被保険者名簿では、平成8年4月4日に、申立期間の国民年金資格取得及び資格喪失が届け出られたことが記載されている。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は平成8年4月に行われ、その際、申立期間にさかのぼって資格の取得及び喪失の処理が行われたものと推認される。このため、申立期間の当時には申立人は国民年金に加入しておらず、未加入者に対して納付書が送付されることは無く、申立人の父親が保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人は、その父親が自分と申立人の国民年金保険料を一緒に納付していたはずであるとしているが、社会保険庁のオンライン記録では、申立人

の両親は、申立期間②のうち昭和 61 年 1 月以降の保険料は申請免除と記録されており、申立人の主張と異なる。

加えて、申立人及びその母親は、申立期間当時の国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の父親は死亡しているため、その状況を確認することはできないほか、父親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、昭和36年4月から40年9月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

また、昭和40年10月から45年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年7月まで

昭和36年当時から国民年金に加入し保険料を納付していた。45年の春過ぎに、会社の会計担当者から厚生年金保険と国民年金に加入しているが、国民年金はやめた方がいいと言われて国民年金はやめた。社会保険庁の説明では、36年4月から40年9月までの保険料を還付し、後は納付が無いと言われたが、還付金を受領した覚えは無く、申立期間の保険料を納付していたのに、未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁が保管する国民年金手帳記号番号払出簿では、昭和35年12月に申立人と同姓同名の者に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記載がある。同庁が保管する当該国民年金手帳記号番号に係る被保険者台帳に記載されている住所は申立人の住所と一致しており、同記号番号は申立人に払い出されたものであると考えられる。

また、上記の国民年金手帳記号番号に係る被保険者台帳には、昭和36年4月から40年9月までの保険料が納付されたことが記載されており、36年当時に国民年金に加入し、保険料を納付していたとする申立人の説明と一致する。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、申立人は、昭和32年9月から63年8月まで厚生年金保険被保険者であったことが記録されており、上記被保険者台帳には、申立人は35年12月に国民年金の資格を取得したが36年4月に資格喪失したこと、及び41年3月に保険料を還付したことが記

載されている。

さらに、社会保険庁の国民年金保険料還付整理簿には、申立人が納付した昭和36年4月から40年9月までの保険料に相当する額(8,100円)の還付を41年3月に決定したこと、還付事由は資格喪失後の誤納付であることなどが記載されており、被保険者台帳の記載内容と一致する。

以上のことから、申立人は、申立期間のうち昭和36年4月から40年9月までの国民年金保険料をいったんは納付したが、後日に、当該期間が厚生年金保険被保険者期間であることが判明したものと考えられ、当該期間の保険料が還付されたことの事由について不自然な点は見当たらない。

加えて、国民年金保険料還付整理簿には、保険料の還付について、還付金額、還付事由のほか、還付決定日、還付金支払日等の事跡が明確に記載されており、その記載内容に不合理な点はなく、ほかに申立人の昭和36年4月から40年9月までの保険料が還付されていたことを疑わせる事情は見当たらない。

- 2 申立人は申立期間の国民年金保険料を納付したとしている。申立人のものとみられる被保険者台帳には、上記のとおり、申立期間のうち昭和36年4月から40年9月までの保険料が納付されていたことが記録されているが、同年10月以降の保険料が納付されていたことを示す記載は無い。

また、上記の国民年金保険料の還付決定が昭和41年3月に行われたことから、遅くとも同年3月の時点では、36年4月にさかのぼって申立人の国民年金の資格喪失手続が行われており、以降の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間のうち昭和40年10月から45年7月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無い。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、昭和36年4月から40年9月までの国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

また、昭和40年10月から45年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの期間及び43年9月から44年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで  
② 昭和43年9月から44年5月まで

昭和44年4月か同年5月ごろ、自宅にA町役場の職員が来て「今ならさかのぼって加入できます。」と国民年金加入を勧められた。後日、今までの空白部分の保険料の合計金額が書いてある手帳をみせてくれた。その職員は現金で集金して、国民年金手帳が領収書になるからと言って領収書はもらえなかった。空白部分をまとめて納付したので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年4月か同年5月ごろに国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の国民年金加入手続は同年6月ごろに行われたものと推認できる。申立期間①は、加入手続の時期から4年以上前の保険料を納付したとするものであることから、特例納付によるほか納付することはできないが、加入手続の時点では、特例納付は行われていない。

また、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）では、申立人の国民年金資格取得日は昭和44年6月1日と記載されており、申立人が現在所持している年金手帳でも同様に記載されている。このため、申立期間は資格取得前の無資格期間で保険料を納付することはできないほか、申立期間②のうち申立人が婚姻した昭和43年12月から44年4月までの間は、申立人の元夫が厚生年金保険被保険者で、申立人は国民年金の任意加入対象者に該当するため、制度上、加入手続の時期からさかのぼって資格取得することは

できず、保険料を納付することもできない。

さらに、申立人は、A町役場の職員に申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、同町では、町職員が国庫金（過年度保険料等）を集金することは無かったとしており、申立人の説明と相違する。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 1707

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月から44年3月まで

昭和37年6月に、父親が集金に来ていた区役所の人を通して私の国民年金の加入手続を行い、保険料も父親が私と母親と兄の三人分を集金人に納付していた。国民年金手帳は、国民年金に加入した際に受け取って現在所持している。母親や兄は国民年金に当初から加入し保険料を納付しており、父親が私の保険料のみ納付しないはずがないので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行っていたとするその父親が死亡しているため、その状況について確認することはできない。

また、社会保険庁の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年8月に払い出されたものであることが確認でき、申立人は、申立期間当時から47年10月まで転居したことは無いなど、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が国民年金に加入した際に受領したとする国民年金手帳の発行日は昭和44年8月20日と記載されている。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和44年8月に行われ、その際に、37年6月までさかのぼって資格を取得したものと推認される。このため、申立期間当時には、申立人は国民年金に加入しておらず、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

加えて、申立人の国民年金加入手続が行われた時点では、申立期間のうち昭和42年7月から44年3月までの保険料を過年度納付することが可能であった

が、申立人は、この当時の保険料の納付に関与しておらず、当該期間の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その上、申立人の母親と兄は、申立人とは異なり申立期間当時に国民年金に加入し保険料は納付済みと記録されているが、この点について、申立人の兄に聴取しても、父親が死亡するまでは父親が保険料を納付しており、申立期間当時のことは不明であるとしているほか、母親は高齢のため話を聴くことができない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から45年3月まで

昭和45年5月に突然、A市B区役所から国民年金保険料が未納の手紙が来た。それまで全く国民年金のことは知らず、若い人は任意加入だと思っていた。手紙には催促とか差押えなどと書かれており、納付期限が過ぎているので、金融機関では納付できず、区役所の窓口で納付可能と記載があった。びっくりしてお金をかき集め区役所へ持って行った。当時の給料が4万円から5万円だったが、納付したのは私と元夫の未納分で、確か1万円ぐらいだったので、その月の生活に困った記憶がある。それ以降は滞ること無く納付し続けてきたので、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は金融機関で納付することができず、区役所の窓口で納付可能とされていたので、区役所で納付したと説明している。しかし、申立人が納付したとする昭和45年5月の時点では、申立期間の保険料は過年度保険料であり、過年度保険料は、申立人の説明とは逆に、社会保険事務所又は金融機関で納付することができるが、A市では、区役所の窓口では過年度保険料は取り扱っていなかったとしている。

また、申立人は、区役所からの通知には、国民年金保険料を滞納した場合の差押えについても記載されていたとしている。旧国民年金法では、保険料の滞納処分は社会保険庁が行うこと、及び社会保険庁が市町村に滞納処分を請求することができることが規定されていた。しかし、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和45年5月に払い出されていること、及び申立人は区役所から通知が送付されるまで国民年金については知らなかったとしていることから、区役所から通知が送付されたとする時点までは、申立人は、国民年金に未加入であっ

たとえ考えられ、滞納保険料が確定しておらず、法律に基づく督促状の送付等の手続も行われていない段階で、差押えについての通知があったとは考え難い。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したとする時点では、申立期間のうち昭和43年2月及び同年3月の保険料は時効により納付することはできない。

加えて、申立人は、その元夫の未納保険料も併せて納付したとしているが、元夫の国民年金資格取得月である昭和43年9月から45年3月までの保険料は未納である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から43年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から43年9月まで

昭和37年3月、A市のB集会場において国民年金の説明会が市の職員によって開催された。老後のことを考えて加入しておいた方が良さだろうと思ひ、近所の友人二人と共に加入手続をした。保険料は月額100円で、欠かさずに集金人に納付していたので、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和37年3月にA市で国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は43年10月に同市で払い出されたことが社会保険庁の国民年金受付処理簿に記載されている。国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に同市で申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記載は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、友人二人と共に国民年金の加入手続を行ったとしている。国民年金受付処理簿には、申立人の国民年金手帳記号番号と2番違いで、うち一人の友人の氏名が記載されており、当該友人は、申立人と同様、昭和43年10月に任意加入し、国民年金資格を取得している。国民年金受付処理簿の申立人の氏名の周辺には、申立人が記憶するもう一人の友人の氏名は記載されていないが、申立人の国民年金手帳記号番号と連番で申立人の当時の別の友人の氏名が記載されており、当該友人も同年10月に任意加入し、国民年金資格を取得している。

以上のことから、申立人は、昭和43年10月に友人二人と共に国民年金の任意加入手続を行ったものと推認され、申立期間当時は未加入であったことから、

保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立期間は、申立人の夫が厚生年金保険被保険者で申立人は国民年金の任意加入対象者であり、任意加入の対象期間については、制度上、加入手続の時期からさかのぼって資格取得することはできず、保険料を納付することもできない。

加えて、申立人は、昭和 37 年 3 月から月額 100 円の国民年金保険料を納付していたとしているが、37 年当時には、35 歳を過ぎていた申立人の保険料月額 は 150 円であり、申立人の記憶と相違する。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から同年3月まで

申立期間当時は、両親が自営業の仕事を自宅でしており、私も一緒に働いていた。そこに集金人が来て、家族の国民年金保険料を一緒に納付していた。国民年金の加入手続や保険料納付は、母親が行ってくれており、国民年金手帳は、私が結婚した時に渡されたと記憶している。母親はきちんとした人だったので、請求が来ていけば正しく納付していると思うので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行っていたとするその母親が死亡しているため、その状況を確認することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年10月に申立人の兄と連番で払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。このことから、申立人の加入手続は同年10月ごろに行われたものと推認され、申立期間当時には、申立人は未加入であったことから、その母親が申立人の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であった。しかし、申立人は、その当時の保険料の納付に関与していなかった上、申立期間当時に申立人家族と同居し、国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出されているその兄についても、申立期間を含む昭和36年度から38年度までの期間の保険料は未納であり、申立人の申立期間の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周

辺事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 1711

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から44年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から44年8月まで

私は結婚した昭和37年4月に、夫と一緒にA市B区役所に行き国民年金の加入手続をした。保険料は、集金人に納付していた。領収書は老齢年金の受給開始まで保管していたが破棄した。申立期間が未納との通知を受けたが、納付していたと思うので、納付があったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人には、2回、国民年金手帳記号番号が払い出されている。うち1回目の国民年金手帳記号番号は、昭和35年12月にC町で払い出されており、申立期間の直前の昭和36年度の保険料は当該記号番号により納付されたものである。申立人は、当該記号番号に係る加入手続及び保険料納付に関しては記憶が無く、その両親が行ってくれたと思うとしており、両親が死亡しているため、当該記号番号による申立期間の保険料の納付について確認することはできない。

また、1回目の国民年金手帳記号番号に係る社会保険庁の被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA市の被保険者名簿では、申立期間に係る保険料が納付されていた記載は無い上、記載されている姓は申立人の婚姻前の姓のままで、婚姻後に氏名変更の手続が行われた形跡が無いなど、当該記号番号により申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる状況は見当たらない。

2 申立人は、結婚した昭和37年4月（婚姻届は同年5月）にA市B区で国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の2回目の国民年金手帳記号番号は、その夫と連番で44年10月に同区で払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳の発行日も同年10月2日である。国民年金手帳記号

番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に同区で申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記載は無く、上記二つの国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

以上のことから、申立人の2回目の国民年金加入手続は昭和44年10月ごろに行われたものと推認され、申立期間当時には加入手続が行われていなかったことから、2回目の国民年金手帳記号番号により保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立期間の大部分は申立人の夫が厚生年金保険被保険者で、申立人は国民年金の任意加入対象者となり、制度上、任意加入の対象期間については、申立人の2回目の加入手続が行われた時点からさかのぼって資格取得することはできず、保険料を納付することもできない。

さらに、申立人は、昭和37年4月から、集金人に納付書で国民年金保険料を納付し領収書を受領していたとしているが、A市において集金人制度が発足したのは同年11月である上、申立期間当時の保険料納付方法は、国民年金手帳による印紙検認方式で、納付書を発行しておらず、申立人の説明と相違する。

- 3 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 11 月 1 日から 17 年 2 月 16 日まで  
私は申立期間の報酬月額が、28万円から30万円であったと記憶している。  
しかし、この間の私の標準報酬月額は15万円となっているので、納得できない。申立期間の標準報酬月額を報酬月額に見合ったものに訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における報酬月額が 28 万円から 30 万円であったと主張しているが、申立人から提出された「高年齢雇用継続給付支給決定通知書」(以下「決定通知書」という。)に記載されている平成 15 年 2 月から 17 年 1 月までの賃金支払額は、15 年 2 月を除き、おおむね 16 万円から 21 万円となっており、申立てと異なる支払金額になっていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成 16 年 2 月から 17 年 1 月までの期間については、A 社の保管している「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」(以下「源泉徴収簿」という。)に記載されている当該期間の総支給額と決定通知書に記載されている当該期間の賃金支払額は一致していることが確認できる。

さらに、源泉徴収簿に記載されている社会保険料額から、厚生年金保険料額を当時の保険料率に基づいて試算すると、標準報酬月額 15 万円に見合う保険料額となっていることが確認でき、当該標準報酬月額 15 万円は、社会保険庁に記録された標準報酬月額及び社会保険事務所が A 社の届出に基づき平成 16 年 7 月 22 日に決定した「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」(以下「標準報酬決定通知書」という。)に記載されている標準報酬月額と一致していることが確認できる。

一方、申立期間のうち、平成 6 年 11 月から 16 年 1 月までの期間については、

給与明細書等の当該期間に係る保険料控除を確認できる資料は無いが、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料や周辺事情は無いことから、当該期間においても、社会保険庁に記録された標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたものと推認される。

このほか、A社は、「給与支給額を標準報酬月額とした場合、月額の変動が大きいことや、手取り額が多いことを望む従業員の要望もあって、当時は、基本給を標準報酬月額として社会保険事務所に届け出ていた。」と回答しており、同僚の標準報酬決定通知書に記載されている標準報酬月額も、同僚の基本給に見合う標準報酬月額となっていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から28年4月1日まで  
私には、A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

当時のA社の代表取締役の息子が申立人を記憶していることなどから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所には、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できる記録が無い。

また、商業登記簿謄本及び当時の代表取締役の息子の証言から、A社における勤務が確認できた当時の役員4人(代表取締役を含む。)には、同社における厚生年金保険の被保険者記録が見当たらない。

さらに、A社は昭和49年10月1日に解散しており、当時の人事記録や賃金台帳等を確認できない上、申立人は同僚の名字しか記憶していないため、同僚を特定し証言を得ることもできない。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1646

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月から35年8月ごろまで

私は、A社に勤務するまでB社に勤務していたので、A社に勤務する前の申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の直前にB社における厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、申立人が同社に勤務していたことは認められるが、申立期間当時、申立人が勤務していたとする同社の本社事務部門に勤務していた同僚2人は、申立人を記憶していないと証言していることから、申立人の申立期間における勤務実態については確認できない。

また、B社は、当時の資料を保存しておらず、申立人の申立期間における勤務実態については不明としている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1647

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年12月1日から30年9月27日まで  
② 昭和31年4月2日から同年12月21日まで  
③ 昭和33年2月10日から34年1月25日まで  
④ 昭和34年5月1日から同年7月1日まで  
⑤ 昭和34年7月1日から36年1月1日まで  
⑥ 昭和36年1月1日から38年9月1日まで  
⑦ 昭和38年9月6日から43年9月10日まで  
⑧ 昭和43年11月21日から44年6月1日まで  
⑨ 昭和44年8月1日から46年1月21日まで  
⑩ 昭和46年7月1日から52年4月1日まで  
⑪ 昭和52年4月1日から53年9月21日まで

社会保険庁が記録する私の標準報酬月額は、各社での給与手取り額と大きく相違する。私が受け取っていた給与によれば、年金額は今よりも多いはずである。

私の標準報酬月額について調査の上、見直しを願いたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が、申立てに係る事業所から受け取った給与額に見合う標準報酬月額と比べて低額であると申し立てている。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和28年12月1日から29年5月1日までの期間、申立期間⑦のうち、39年5月1日から40年5月1日までの期間及び42年7月1日から43年9月10日までの期間、申立期間⑧、申立期間⑨及び申立期間⑩のうち、46年7月1日から同年11月1日までの期間について

は、社会保険庁に記録されている申立人に係る標準報酬月額は、当時の上限(最高等級)の標準報酬月額で記録されていることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することはできない。

また、申立期間のうち上記以外の期間については、申立人がその主張する給与額及びこれに見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無く、申立てに係る事業所(関連事業所及び事業主等を含む。)は、いずれも貸金台帳等の給与支払及び厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる資料については、現存しないとしている。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 1648

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年 7 月 1 日から13年 6 月 6 日まで

私は、報道で標準報酬月額の改ざんの実態を知り、自分の給与明細書を確認したところ、社会保険庁の記録は、給与に見合う標準報酬月額になっていなかった。厚生年金保険料の控除額は法律で決まっているはずであり、申立期間の標準報酬月額を給与明細書のとおり訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る給与明細書に記載された報酬額によると、申立人が主張するとおり、当該報酬額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所に届けられた標準報酬月額よりも高い額になることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額から算定した標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1649

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から45年1月まで

私は、A社の寮に入って勤務していた。当時の従業員は3人だった。間違いなく勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の妻であり、会計責任者でもある事務員の証言から判断して、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事務員は、「A社は、創業以来、現在に至るまで個人事業所であり、申立期間当時は適用事業所ではなかった。また、給与から保険料を控除しようにも保険料がいくら知らなかった。」と証言している上、社会保険事務所の記録においても、同社は、昭和48年4月6日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、同僚の名前を覚えていないため、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていた事実をうかがわせる証言を得られない。

さらに、雇用保険についても、A社における申立人の被保険者記録は存在しない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 愛知厚生年金 事案 1650

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月 25 日から同年 4 月 5 日まで  
年金記録に、申立期間 12 日間の欠落が見つかり、社会保険事務所で調査してもらったところ、A社での資格取得日が昭和 51 年 3 月 25 日から同年 4 月 5 日に訂正されている事実を知った。当該訂正は、従業員が少ない同社の事務担当者が、十分な知識を持った上で行ったとは思えず、社会保険事務所の指示で行われたと考えられるが、訂正の意図が不明瞭であり、かつ、正当な理由も見出せない上、間違いなく申立期間も勤務していたので、資格取得日を変更前の同年 3 月 25 日に訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、当初、昭和 51 年 3 月 25 日であったものを同年 4 月 5 日に、同年 5 月 27 日付けで訂正されていることが確認できることから、申立人は、当該訂正は社会保険事務所の指示により行われたと主張している。

しかしながら、社会保険事務所が、事業主に無断で職権により被保険者記録を訂正したり、特段の理由も無く、事業主に対して変更を指示したりするとは考え難い。

また、A社の事業主は死亡しており、当時の事務担当者は、「当時の書類は保管しておらず、手続についても覚えていない。」と証言している。

さらに、申立期間におけるA社の同僚からも証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月20日から26年1月20日まで

私の夫は、昭和21年から28年までの7年間、A社に勤務していたはずである。7年間継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳における申立人の被保険者記録は、昭和21年5月1日に資格取得、24年4月20日に資格喪失、その後、26年1月20日に再取得となっており、社会保険庁のオンライン記録と一致しているとともに、申立期間に係る同名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は見られない。

また、当時の同僚の中には、「申立人はA社での養成期間終了後は、職人となり個人で同社の仕事を請け負っていた。」と証言する者もいる。

さらに、A社には、当時の関連資料等は保管されておらず、当時の事業主も既に亡くなっていることから、申立期間に係る申立人の雇用形態、厚生年金保険料の控除等の事実は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月27日から同年10月1日まで

私はA社で勤務していた際、技術上の紛争が発生し、急遽、昭和34年5月27日にB社を設立し、製造を移行した。移行時は、生産・納品の関係上休むことができなく、全従業員協力して稼働した。したがって、従業員が共に移行しており、保険関係も連続していたので、5か月間の被保険者記録が欠落しているのは全く理解できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によれば、B社は、昭和34年11月7日付けの手續により、同年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、同年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者17人のうち9人は、同年11月6日に厚生年金保険記号番号が払い出されていることが確認できる。

また、申立人はB社の事業主であり、商業登記簿上の同社設立日（昭和34年5月27日）と同日に、厚生年金保険の新規適用事業所の手續を行ったと主張しているが、上記のとおり、同社については、昭和34年11月7日付けで新規適用事業所の手續がされたことが確認できるほか、申立人の主張を裏付ける資料等は無い。

なお、申立人はB社の事業主であるとともに、同社において社会保険の事務処理の責任者であり、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」第1条第1項ただし書の規定により、当該事業主が当該義務を履行しないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合に該当すると認められることから、仮に申立人の厚生年金保険料が給与から控除されてい

たとしても、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

前会社を昭和 61 年 6 月 30 日で退職し、社会保険に加入している事業所であると聞いて、A社に同年 7 月 1 日から正社員として勤務していたにもかかわらず、同年 12 月 1 日まで未加入とされているのは納得できない。20 年以上前のことなので明細書等記録の残るような書類は持っていないが、常勤で正社員として勤務していた申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出を受けた賃金台帳及び雇用保険の記録によれば、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社から提出を受けた「厚生年金基金加入員資格取得確認および標準給与決定通知書」によれば、申立人の加入員資格取得日は昭和 61 年 12 月 1 日とされている上、上記の賃金台帳によれば、申立人は、申立期間の給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、申立人から提出を受けたB厚生年金基金の厚生年金基金加入員証によれば、申立人の加入員資格取得年月日は昭和 61 年 12 月 1 日であり、社会保険庁の記録と一致する。

さらに、社会保険庁におけるA社の健康保険厚生年金保険被保険者記録によれば、申立人が昭和 61 年 12 月 1 日に被保険者資格を取得した記録が認められるものの、申立期間（資格取得者 2 人）に申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、A社は、「当時は、入社後数か月は試用期間的なものがあったと思われる。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1654

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月6日から42年7月1日まで

私は、昭和41年3月にA社を退職後、すぐにB社に入社したが、社会保険事務所で厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、同社の資格取得日が昭和42年7月1日とされていることが分かった。

給与明細書等保険料控除を証明できるものは残っていないが、昭和41年3月からB社に勤務していたことは確かであるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の戸籍の附票によると、申立人は昭和41年3月にB社所在地であるC市に転居していることが確認できるとともに、同社の同僚が、申立人の申立期間における勤務を証言していることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、申立人及びB社における厚生年金保険被保険者資格を有する複数の同僚が記憶している者の中には、同社における被保険者記録が確認できない者がいるところ、「B社に勤務はしていたが、厚生年金保険被保険者とされていない期間があった。」とする複数の同僚の証言があることから、同社では入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

また、申立人に係る雇用保険の記録によると、B社の前後の事業所については加入記録があるものの、同社に係る記録は確認できない。

さらに、B社には、申立期間当時の勤務実態を確認できる人事記録等の関連資料は残っていない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1655

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月ごろから42年3月ごろまで  
厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。保険料控除を証明できる資料は無いが、同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、一緒に勤務していたと記憶している3人の同僚について、A社における厚生年金保険被保険者記録を確認したが、いずれも被保険者記録は見当たらない上、当該同僚のうち、意見聴取できた1人は、「時期は忘れたが、申立人と一緒にA社で勤務していたが、正社員ではなかったので、健康保険証を受け取っていない。」としている。

また、A社における厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚に聴取したところ、「入社と同時に、社会保険に入れてくれなかった。」「入社してから1年間の年金記録が無い。」との証言があることから、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、昭和56年8月に全喪しており、当時の事業主とも連絡が取れず、申立てに係る事実を裏付ける証言を得ることはできない。

加えて、社会保険事務所が保管しているA社の昭和41年3月1日から42年9月1日までの厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年6月1日から64年1月1日まで

私は、昭和48年2月から平成2年12月末日までA社に継続して勤務していた。

しかし、A社に係る社会保険事務所の被保険者記録によると、昭和63年6月1日に資格喪失し、64年1月1日に再取得したとされており、7か月の空白が生じている。営業所を異動することも無く、同じ業務内容であったのに空白期間があるのは納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る給与明細書の写しにより、申立人は申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

しかし、当該給与明細書の写しによると、申立人は、申立期間に係る給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できるところ、A社は、「申立期間については、申立人は嘱託となっており、厚生年金保険の被保険者資格は取得させておらず、給与からは保険料は控除していない。」と回答している。

また、A健康保険組合の記録によると、申立人に係る昭和63年6月1日に資格喪失、64年1月1日に資格取得及び平成3年1月1日に資格喪失の記録が確認でき、この得喪記録は、厚生年金保険の記録と一致している。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年から33年まで

入社 の 時 期 は は っ き り 覚 え て い な い が、私 は、昭和31年ごろから33年ごろの間に職業安定所の紹介でA社に入社し、約1年勤務した。

しかし、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録では、A社に係る被保険者記録が全く無い。保険料控除が証明できる資料は無いが、同社に勤務していたことは確かであるし、給料から保険料が控除されていた記憶もあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚及び申立期間当時にA社における厚生年金保険被保険者資格が確認できる同僚に聴取した結果から判断して、申立人が同社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、申立人が記憶している同僚7人のうち、申立人が「自分と同時期に退社した。」と記憶している1人及び「自分より少し前に退社した。」と記憶している1人の計2人の同僚には、A社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、当該同僚7人のうち、A社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる5人についても、社会保険事務所の記録によると、その資格取得時期は申立人が同社を退社した後の昭和34年2月以降であることが確認できるところ、当該同僚の中に、「入社後しばらくの間は厚生年金保険や健康保険の資格取得手続をしてもらえなかった。」とする証言があることから、同社では入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったものと認められる。

さらに、申立人は、「給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と主張し

ているが、申立人が記憶している同僚及び申立期間当時にA社における厚生年金保険被保険者資格が確認できる複数の同僚に聴取しても、厚生年金保険被保険者資格の取得前から厚生年金保険料が給与から控除されていたとする証言は無かった。

加えて、A社が保管している申立期間当時の厚生年金保険の被保険者記録を記載したノートにより、厚生年金保険の資格得喪記録を確認したが、申立人の記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 8 年 9 月 30 日まで

夫の社会保険庁の記録では、平成 7 年 10 月から 8 年 9 月に係る標準報酬月額が 41 万円から 30 万円に訂正が行われているため、調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、A 社における厚生年金保険資格喪失日 (平成 10 年 3 月 11 日) より後の同年 8 月 6 日付けで、平成 7 年 10 月 1 日まで遡<sup>そきゅう</sup>及して、41 万円から 30 万円に訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人以外の A 社における同僚の厚生年金保険被保険者記録には、資格喪失日の後に遡<sup>そきゅう</sup>及して標準報酬月額の訂正が行われている事実は確認できない。

また、A 社の事業主及び経理担当者は、申立期間に係る標準報酬月額を遡<sup>さかのぼ</sup>って引き下げた記憶は無い旨証言している上、社会保険事務所の記録でも、申立期間において同社に厚生年金保険料の滞納があった事実は確認できない。

さらに、申立人は、平成 10 年 4 月 16 日に年金受給に係る裁定請求を行うとともに、A 社加入の厚生年金基金に係る裁定請求もほぼ同時期に行っていることが確認できる。ところ、企業年金連合会は、同年 9 月 2 日に同社基金の裁定請求の証書を発行している旨を回答している上、7 年 10 月から 8 年 9 月までの同社基金に係る申立人の標準報酬月額は 30 万円と記録されていることから、

年金受給に係る裁定請求の手續に際して、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額が同社基金の記録にあわせて訂正されたものとするのが妥当である。

加えて、A社は平成15年10月1日に全喪しており、申立期間に係る関連資料等の保管は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1659

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から同年9月5日まで

私は、昭和29年4月にA社に入社したが、ねんきん特別便の記載内容を確認したところ、申立期間の被保険者記録が漏れていた。申立期間の給与明細書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された履歴カードの記録により、申立期間において、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人から提出のあった給与明細書により、申立人の給与からは申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社は、「申立期間当時において、厚生年金保険の被保険者資格取得手続は当社の各支店で行っており、各支店の事務担当者によって、手続の時期が違っていた。」旨の回答をしているところ、社会保険事務所の記録によれば、昭和29年4月に入社した申立人と同期入社の複数の同僚は、厚生年金保険被保険者資格取得日がまちまちであることが確認できることから、申立期間当時、同社における被保険者資格取得手続が入社から期間をおいて行われていたことがうかがわれる。

さらに、社会保険事務所に保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は、いずれの記録も昭和29年9月5日であることが確認でき、社会保険事務所の記録に不自然さはうかがえない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月から23年4月まで

私は、昭和21年4月から23年4月までA社B支店で勤務していた。60年以上前のことなので、当時の資料は何も無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時のA社B支店の業務内容及び取引先を具体的に記憶していることから、同社B支店に勤務していたものと推認できる。

しかし、A社本社は、「本社採用及び地方採用に関係無く、採用があれば、本社において職員カードを作成しているが、その保管する職員カードに申立人の記録は無い。申立人の雇用形態が雇員であれば、アルバイトのような扱いであったので、厚生年金保険の被保険者資格は取得させていなかった。」と回答をしており、申立人の同社B支店における勤務期間及び厚生年金保険料の控除については確認できない。

また、申立人が記憶する同僚は、A社B支店の厚生年金保険被保険者名簿に記載が無く、同社B支店における厚生年金保険被保険者期間も確認できないところ、同社本社の保管する職員カードにも、申立人と同様に当該同僚の記録は無い。

さらに、A社B支店における厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「申立人が行っていた業務に従事していた者は、社員ではなく、雇員という雇用形態であり、厚生年金保険の被保険者資格は取得していなかった。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年9月23日から31年8月20日まで  
② 昭和31年9月3日から36年8月1日まで

私は、脱退手当金制度を承知しておらず、受け取った記憶も無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年8月1日の前後2年以内に、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した女性被保険者26人(申立人を含む。)について脱退手当金の支給記録を確認したところ、19人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち14人が資格喪失日から約5か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約5か月後の昭和36年12月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいわねない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 愛知厚生年金 事案1662（事案695の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年11月12日から41年7月21日まで

社会保険庁の記録では、申立期間の脱退手当金は支給済みとなっているが、実際は、脱退手当金は受け取っていない。厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいので、申立期間に係る年金記録確認の申立てをしたところ、平成20年12月10日付けで総務省中部管区行政評価局長から年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、退職の理由や、退職直後に実家に帰ったことから、脱退手当金は受け取っていない。再度、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和41年8月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと認め、申立人から聴取しても脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年12月10日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、脱退手当金は受け取っていないので再度調査してほしいと主張しているが、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる新たな資料の提出は無く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事例1663

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月1日から36年1月15日まで

私がA社で勤務していた申立期間については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、私は脱退手当金も退職金ももらっていないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所保管の申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和36年6月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間とその後の被保険者期間とは別の被保険者記号番号となっており、脱退手当金を受給したために被保険者記号番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年4月1日から37年3月1日まで  
② 昭和38年1月10日から42年2月28日まで

私は、A社及びB社で勤務した期間の脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金の支給に係る事業所の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和42年8月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間の事業所を退職後、強制加入期間があるにもかかわらず、昭和61年3月まで国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。